

入札公告

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和6年4月23日

山口県知事 村岡 嗣 政

1 入札に付する事項

次に掲げる物品等の借入れ

- (1) 物品等の名称及び数量
税務システム用機器 一式
- (2) 物品等の特質等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 使用期間
令和6年9月1日から令和11年8月31日までの間
- (4) 使用場所
山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課電子計算機室及び山口県総務部税務課

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和4年山口県告示第179号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（令和6年山口県告示第37号）に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの競争入札参加資格を有する者であること。
- (4) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
- (5) 令和6年4月23日から同年6月4日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- (6) 平成31年1月1日から令和6年4月23日までの間に、国又は地方公共団体（法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人を含む。）に1に掲げる物品等又はこれに類似する物品等を納入した実績を有していること。
- (7) 県の委託を受けて県が実施する情報化に関する事業の管理の一部を行う者（当該者から再委託を受けた者を含む。）でないこと。

3 契約条項を示す場所

山口市滝町1番1号 山口県総務部税務課

4 入札説明書及び仕様書の交付

山口県総務部税務課において交付する。

5 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(1) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 提出場所
山口県総務部税務課
- (3) 受領期限
令和6年6月3日午後5時15分（入札書を持参する場合は、令和6年6月4日午後2時）
- 6 入札を執行する場所及び日時
 - (1) 場所
山口市滝町1番1号 山口県総務部3号会議室
 - (2) 日時
令和6年6月4日午後2時
- 7 入札保証金
免除する。
- 8 無効入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者がした入札
 - (2) 記名のない入札
 - (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 9 落札者の決定方法
山口県会計規則（昭和39年山口県規則第54号）第154条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 10 その他
 - (1) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政
 - (2) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (3) 契約書の作成の要否
要
 - (4) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を令和6年5月13日午後5時15分までに山口県総務部税務課に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を令和6年5月27日までに発送する。
 - ア 入札参加資格確認申請書
 - イ 納税証明書
 - ウ 1に掲げる物品等又はこれに類似する物品等を納入した実績について記載した書面
 - (5) 契約保証金
免除する。
 - (6) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和6年5月27日午後5時までに山口県会計管理局物品管理課（電話083-933-3960）に申請書を提出すること。
 - (7) 詳細については、山口県総務部税務課（電話083-933-2293）に問い合わせること。
- 11 Summary
 - (1) Division in charge of the contract: Taxation Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government
 - (2) Nature and quantity of the products to be leased: A set of taxation computer system machinery
 - (3) Period of use: From September 1, 2024 to August 31, 2029
 - (4) Place of use: Computer Office, Digital Government Promotion Division, Digital Promotion Bureau , General Planning Department and Taxation Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government
 - (5) Division in charge of the procurement and Contact point for the notice: Taxation Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-2293)
 - (6) Deadline for tender submission: 5:15 P.M. June 3, 2024(If brought in person: 2:00 P.M. June 4, 2024)